

賃貸住宅の大家さんへ

賃貸住宅を

セーフティネット住宅に 登録しませんか？

住宅セーフティネット制度は、賃貸住宅の大家さんと住宅の確保に配慮を要する方々（低額所得者、障がい者、子育て世帯や高齢者、移住者など。以下「住宅確保要配慮者」）をつなぐ制度です。

まずは、コチラから！

登録住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅
(住宅確保要配慮者以外の方も入居可能)

- 専用WEBサイトに掲載され、物件情報を広く公開できます。
- 居住支援協議会等が入居者の見守りや生活支援を行い、孤独死等のリスクを軽減します。(有償く入居者負担)

登録する
メリット

さらに

専用住宅

住宅確保要配慮者のみ入居可能な住宅

登録する
メリット

- 市町村からの家賃・改修費補助により、経営の安定化や住宅の性能向上が図れます。

空き家・空き室の大家さんは、ぜひご登録を！

登録情報の入力代行を福島県居住支援協議会が無料で行っています。

登録住宅

主な登録
要件

- 床面積が25㎡以上 ●耐震性あり
- 近くにある同様な賃貸住宅と家賃が同水準 など

※1住戸単位で登録が可能です。 ※登録申請窓口は、県・中核市の担当課です。

家賃低廉化への
補助

- 補助額：最大4万円／戸・月 ●補助期間：原則10年間
- ※市町村によって補助額や補助期間が変わります。
(低額所得者向けに家賃を低くした場合に現在の家賃との差額を補助します。)

改修費への
補助

- 補助額：最大200万円／戸(改修費の2/3以内) ※市町村によって補助額が変わります。
- 補助対象工事：子育て世帯対応改修、バリアフリー改修、耐震改修、間取変更、防火・消火対策工事 など
- 補助を受けた場合、原則10年以上専用住宅とする必要があります。

補助実施市町村
(今後拡大予定)

- 家賃補助：いわき市(最大2万円／戸・月)、郡山市(ひとり親世帯のみ)
- 改修費補助：石川町

(2023年1月)

お問合せ窓口

- ◆市町村担当課、県建設事務所建築住宅課
- ◆県建築住宅課(制度全般に関すること) TEL024-521-7520 直通(9:00~17:00/土・日・祝休日を除く)
- ◆県建築指導課(登録手続きに関すること) TEL024-521-7528 直通(9:00~17:00/土・日・祝休日を除く)
- ◆福島県居住支援協議会 TEL024-563-6213 (9:00~17:00/土・日・祝休日を除く)



制度や登録申請方法については、こちらから